

## 足場の組立て等作業主任者技能講習 受講資格

の合計が3年以上あればOKです。  
 (②・③・④は特別教育修了証の写しを添付)

「満18歳に達してからの足場の組立て、解体又は変更の作業に3年以上従事した経験を有する者」とは・・・



平成29年(2017年)6月30日までの実務経験が、

① 3年以上ある

② 3年未満  
 ・H27(2015).6.30までの実務経験がある(必須)  
 ・特例期間中に特別教育を修了  
 ・H29(2017).7.1以降の実務経験を合算して3年以上ある

③ 3年未満  
 ・H27(2015).6.30までの実務経験がある(必須)  
 ・特例期間終了後に特別教育を修了  
 ・特別教育修了後の実務経験を合算して3年以上ある

④ 3年未満  
 ・H27(2015).7.1以降(特別教育の義務化以降)に特別教育を修了  
 ・特別教育修了後の実務経験が3年以上ある

満18歳以上↓

平成27年(2015年)6月30日↓

平成29年(2017年)6月30日↓

H27(2015).7.1～ 足場の組立て等特別教育の義務化

特例期間(H27(2015).7.1～H29(2017).6.30)

2年

実務経験3年以上

特別教育修了↓

実務経験3年未満

7/1以降の実務経験

特別教育修了↓

実務経験3年未満

修了後の実務経験

特別教育修了↓

実務経験3年以上

## 足場の組立て等作業主任者技能講習 受講資格確認フローチャート

### 受講資格

満18歳に達してからの足場の組立て、解体又は変更の作業に3年以上従事した経験を有する者

※平成29年(2017年)7月1日以降の期間を含む場合は、足場の組立て等に関する特別教育修了証の写しを添付してください。

※18歳未満は足場の組立て等の作業に従事できません。

※18歳未満の年数は経験年数に含めることはできません。

